

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2992号 2016.4.29 発行

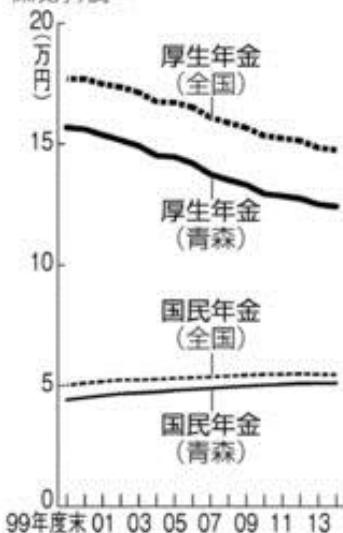
(貧困の訴え) 長生きするのはこんなに大変なことなのでしょうか。

朝日新聞 2016年4月29日
街頭で年金の減額撤回などを訴え、署名を集める原告団長の千代谷邦弘さん(右)ら=青森市新町1丁目



平均年金月額

厚生年金には基礎年金を含む。
厚生労働省(07年度以前は旧社会保険庁)調べ



「早く死ね、と言われていたような気がする」。青森市のアパートで1人で暮らす齊藤ナミさん(88)は、唯一の収入である国民年金の受給額が目減りした近年の動きをそう捉える。

受給額は65歳以降、月5万円台で推移。昨年度は5万9千円だった。食材はスーパーで安い物を選び、衣服は買わずに友人からのもらい物や亡くなった姉の形見を着る。ただ、3万8千円の家賃や光熱費を合わせると、年金だけでは足りない。給付額が減り、貯金を切り崩すペースが加速しているという。

市内で生まれ育ち、戦後、道路舗装や側溝工事などの日雇い労働をした。空いた日や夜もリヤカーでアイス売りをしたり宵宮の出店を手伝ったり。「寝る時間も惜しんで働いた」

33歳だった1961年に国民年金制度が始まったが保険料を支払う余裕はなく、納付免除を申請。10年後に納付を始めた。一緒に日雇い労働をした夫は52歳で病死。齊藤さんは65歳から公共施設の清掃作業をしたが、70歳になると働き口がなくなった。

「老後はきちんとしなさい」という親の言いつけを守り、若い頃から交際費はほとんど使わなかったという。だが、今年中に貯金が尽きる見込みだ。その後は不足分を生活保護で補うしかないと考えている。「おいしいものを食べたい、旅行したい、と思う度に惨めな気分になる。長生きするのはこんなに大変なことなのでしょうか」

■国民年金、23年連続で全国最下位

公的年金の受給額は納付期間や受給開始時期などで変わる。青森県内の受給額は全国でも最低レベルだ。

厚生労働省のまとめによると、青森県の国民年金の平均月額額は2014年度末時点で5万978円。10年間で3615円増えたが、23年連続で全国最下位だ。全国最高の富山県より7120円少ない。

一方、厚生年金(基礎年金を含む)は12万4151円で5年連続45位。10年間で2万1041円減り、最高の神奈川県より4万4434円少ない。両年金の合計受給者数

のうち厚生年金の受給者の割合が25・8%と、沖縄県（24・0%）に次いで低いのも特徴だ。

国は近年、年金の実質的な減額を進めている。少子高齢化で保険料を払う人が減る一方、年金をもらう人が増えており、年金財政が立ちゆかなくなる懸念があるためだ。

年金は前年度の物価の変動に合わせて増減するが、政府は00～02年度、「個人消費が回復していない」などとして物価が下落したのに特例で据え置いた。そのまま本来より高い支給水準（特例水準）が続いたが、13年10月～15年4月にその分の2・5%を引き下げた。15年4月には年金額の伸びを物価の上昇分より小さく抑える「マクロ経済スライド」を初めて実施した。

■最低保障年金制度実現向け動く

これを受け、月8万円の最低保障年金制度の実現などを訴えている全日本年金者組合（東京）は昨年2月以降、特例水準解消の取り消しを国に求める裁判を起こすことを全国で呼びかけた。同組合によると、14日時点で41都道府県の地裁で提訴された。

県内では昨年6月15日、青森市や弘前市、八戸市などの受給者60人が青森地裁に提訴。原告数は東北6県では最多となった。

同組合県本部は04年から毎月、青森市中心部で年金減額反対などを訴える街頭演説を実施し、昨年14日までに賛同する署名を1万5303筆集めた。1月には約20団体が入る「青森年金裁判を支援する会」が結成された。原告団長で同組合県本部の千代谷邦弘執行委員長は「生活が苦しいのは当たり前という現行制度への怒りの声を感じる。あるべき年金制度とは何か、裁判で世に訴えたい」と語る。

習志野市長市議質問状に回答 障害者解雇「撤回ない」 東京新聞 2016年4月29日

習志野市は、正規採用した障害者の男性（28）の解雇撤回などを求めた同市市議の公開質問状に、「（解雇）処分を撤回する考えはない」と宮本泰介市長名で回答した。回答は二十七日付。翌二十八日に質問した同市の立崎誠一市議（民意と歩む会）の自宅に郵送で届いた。回答によると、配属先など障害の内容に応じて配慮をした上での評価とし、解雇は「障害を理由とするものではない」と指摘。また「障害者差別解消法に反していない」と強調した。立崎市議が十八日に提出した質問状では、四月施行の障害者差別解消法などが「明確に障害者を差別してはならないと定めている」と解雇を批判していた。立崎市議は「育てないといけない人を、育てることなく解雇した。明らかに弱い者いじめだ」と話している。（服部利崇）

<絆は海を越えて>障害者の働く場を再建 河北新報 2016年4月29日



焼きたてパンを店頭並べる「まどか」の利用者＝12日

◎G7参加国の復興支援（3）ドイツ→就労支援施設
焼きたてパンの香ばしい匂いが漂うベーカリーカフェに、ネコがモチーフの愛らしい工芸品などを手掛ける工房とクラフトショップ。仙台市太白区袋原の障害者就労支援施設「まどか」は、地域の人々が気軽に集う憩いの場でもある。

かつて海岸から1.2キロの若林区荒浜にあった。東日本大震災で高さ10メートル近くの津波を受け、施設は全壊。利用者46人は無事だったが、職員1人が亡くなった。

「被災した宮城県内の福祉施設の中では、最も早く再建したのではないかと話すのは、施設長の遠藤邦弘さん（63）。震災から1年3カ月後の2012年6月、袋原の市営住宅

跡地に建てた新施設で再スタートを切った。

早期再建を後押ししたのがドイツ・フランクフルト市だった。復興支援先を探していた同市がパートナー都市の横浜市を介し、仙台市に約2500万円を寄付。市は「まどか」の施設復旧費用に充てた。

「まどか」は定員60人のうち、約20人が荒浜時代から引き続き利用している。遠藤さんは「利用者にとって、働く場所ができたのは生きる喜びだ。懸命に作業に集中し、明るい笑顔を見せている」と目を細める。

[メモ] ドイツ・サッカー界は被災地支援として岩手、宮城、福島に3県に指導者を派遣し、子どもたちにサッカーを教える活動を繰り返し実施。石巻市寄磯地区では2014年、ドイツからの被災地救援金を活用して「海友館ドイツハウス」と名付けられた集会所が完成した。ドイツの自動車部品世界大手ボッシュは、東松島市の保育所にクリスマスプレゼントを贈るなどの支援を続けた。

ダウン症児の血液病の仕組み解明 ゲノム編集活用 阪大 今直也

朝日新聞 2016年4月29日

ダウン症の子どもに発症する血液の病気の仕組みを、大阪大などの研究グループが解明した。ゲノム編集の技術を使って病気を再現し、原因になる複数の遺伝子を突き止めた。29日、米科学誌セル・リポーツ電子版で発表する。

ダウン症は、精神発達障害など様々な病気をもとなう。血小板の元になる細胞が異常になる、一過性骨髄異常増殖症はその一つで、子どもの約1割で発症する。詳しい仕組みは不明だった。

研究グループは、健康な子どもとダウン症の子どもの臍帯血（さいたいけつ）から作ったiPS細胞をもとに、病気に関わる遺伝子をゲノム編集の技術で変えて、病気の状態を再現。染色体の特定の部分に、発症の原因になる遺伝子が複数あることが分かった。

阪大の北畠康司助教（小児科学）は「人のiPS細胞にゲノム編集の技術を使うことで、ダウン症にとまなうほかの病気の原因解明や治療法の開発につながる可能性がある」と話している。

育児と介護の「ダブルケア」25万人 内閣府が初の推計 伊藤舞虹

朝日新聞 2016年4月29日

子育てと家族の介護に同時に直面する「ダブルケア」をする人が、全国で少なくとも25万3千人いることがわかった。女性が16万8千人で、男性が8万5千人。女性により負担が偏っている実態が浮かび上がった。内閣府が28日、初の推計結果を公表した。

2012年の就業構造基本調査で「ふだん育児をしている」「ふだん介護をしている」の両方を回答した人を「ダブルケア」の担い手と定義し、推計した。この「育児」の対象は未就学児で、内閣府は実際の人数はさらに多いとみている。

年齢別では、40～44歳が27・1%で最も多かった。35～39歳が25・8%、30～34歳が16・4%と続き、30～40代が8割を占めた。

推計とは別に今年1～2月、当事者へのインターネット調査も実施。小学6年生までの子どもを育てると同時に親や祖父母の介護をする1004人に尋ねた。

ダブルケアになる前に仕事をしていて仕事量を減らした人は149人（17・9%）、退職した人は66人（7・9%）。女性（297人）に限ると、それぞれ63人（21・2%）、52人（17・5%）と、割合が高くなった。

女性が仕事量を減らしたり、希望通り増やせなかったりした理由は「家族の支援が得られなかった」が最多の27・9%で、男性より10・6ポイント高い。配偶者による手助けが「ほぼ毎日ある」と答えた人は、男性の52・6%に対し、女性では24・4%にと

どまった。

必要な行政支援については、男性は「保育施設の量的充実」が22・8%、女性は「育児・介護の費用負担の軽減」が26・4%でそれぞれ最多だった。

ダブルケアの人を支援するNPO法人シャーロックホームズ（横浜市）の東恵子理事長は「親の介護に時間をとられて子どもと思うように関われないとの葛藤から、うつ状態になる人もいる。精神面でのサポートに加え、男性も家庭に関われるような働き方の改革が必要だ」と指摘する。

ホームレス25人減 1473人

読売新聞 2016年04月29日

◆1月の昼間調査 前年比

今年1月に都が実施した昼間のホームレス調査の結果がまとまり、28日発表した。都内の繁華街や公園などで確認されたホームレスは1473人で、前年同月と比べて25人減少した。区市町村ごとにみると、渋谷107人（前年同月比18人増）、新宿97人（同27人増）、台東88人（同40人減）、墨田71人（同10人減）、千代田45人（同11人減）の順に多かった。都は毎年夏と冬の2回、昼間の調査を継続している。冬の調査で最も多かった2004年（6539人）以降、毎年減少している。都生活福祉部は「社会復帰を後押しする自立支援センターの活動が効果を上げている」とみている。一方、都市政策の研究者らで作る市民団体は1月、渋谷、新宿、豊島の3区で夜間のホームレス調査を実施。その結果、渋谷189人（都調査の1・8倍）、新宿366人（同3・8倍）、豊島116人（同3・3倍）が駅や道路脇などにいるのを確認した。同部では「夜間は都と区が共同で巡回相談を実施している。特にターミナル駅では夜間の方がホームレスが多い状況は把握している」としている。

介護職員、28施設で102人不足 熊本地震で避難相次ぎ 山田史比古

朝日新聞 2016年4月29日

熊本県などでの一連の地震で、熊本県内の少なくとも28の高齢者施設で、介護や看護などのスタッフが計102人不足していることが、県への取材でわかった。通常を大きく上回る高齢の避難者の受け入れや職員の被災が原因。前震発生から28日で2週間だが、十分な対応ができておらず、介護の質の低下につながりかねないとして、厚生労働省は応援のスタッフを送り込むことを決めた。

高齢者が介護サービスを受ける施設には、特別養護老人ホーム（特養）や、主にリハビリ目的の介護老人保健施設（老健）、認知症の人が対象のグループホームなどがあり、入居定員やスタッフ数が決まっている。ほかに介護以外の日常サービスを提供する施設もある。

28日までの県の調査に、県内に約100ある老健で10、約200ある特養で6など計28施設が「地震後、スタッフが足りなくなった」と回答。特に熊本市に29ある老健のうち9施設が足りないと答えた。同市のグループホームでも認知症の人の受け入れが増え、人手不足だという。御船町、南阿蘇村などにも不足している施設がある。

適正数と比べたスタッフの不足数は28施設の合計で介護職84人、看護職9人、リハビリ職3人など。本人や家族の被災で出勤できない人がいるほか、避難所で体調が悪化した人を受け入れるなどしたために人手が足りなくなった。

一部の施設には災害に備えたネットワークがあり、応援の専門職員が県外から入っている。それでも不足している分を県が調べたが、状況を把握しきれていない地域もあるという。

赤紙”貼られた家、本当に住めないの？ 建物の危険度判定に困惑

西日本新聞 2016年4月29日

「赤」を貼られた家にも本当は住める？ 地震直後から、熊本県内の被災地で損壊した家屋やビルに「危険度」を判定した紙が貼られている。これは住民らが二次災害に遭わないよう、取りあえず注意喚起するのが目的。中には構造上、倒壊の恐れがない住居も含まれる。全半壊の程度など、実際に被害を認定する家屋調査とは基準が異なるため、被災住民に思わぬ混乱を呼んでいる。

倒れかけた電柱を見上げる住民。建物は無事だったが「危険」判定を受けた＝28日午前、熊本県益城町

「5年前に改築したばかり。問題はなさそうなのに」。震度7の揺れに見舞われた同県益城町。自宅の壁に貼られた「危険」を示す赤い紙を見つめ、里形明德さん（73）は腕組みする。



大地震が発生した場合は、まず自治体職員や建築士などのボランティアが一斉に被災地を回る。赤のほか「要注意」の黄、「調査済」の緑の紙を建物に掲示していく。狙いは、余震などで瓦や外壁が落下する恐れがあるため、歩行者などにも警鐘を鳴らすこと。あくまで応急的に、外観だけで判断する。里形さんの家が危険とみなされたのも、隣の電信柱が傾き、玄関まであと数センチに迫っていることが理由という。「危ないと言われると、元のように暮らしているのか不安」。妻とともに、自宅と避難所を行き来する生活だ。

県内で賃貸などのマンション約6千室を扱う熊本市の不動産会社社長（48）によると、市内では建物の基礎には被害がないマンションがほとんど。しかし、壁のタイルが一部剥がれたり、ガラスが割れたりした物件はいずれも「赤」だった。「危険判定を受けたマンションの住民から今すぐ引っ越したいと問い合わせが相次いでいる。家を出て行く人が増えれば、建物の資産価値も下がってしまう」

一方、あらためて「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」「被害なし」と区分されるのが、家屋の被害認定調査。支援を受ける際、住む建物が被害に遭った証しとなる罹災（りさい）証明書発行の指標となるため、自治体職員が国の基準に従ってチェックする。通常は余震などが収まった後、復旧期に本格化するため、被災地ではなかなか進まない。被害を評価する仕組みでありながら、似て非なる基準。熊本市も「市民や事業者には十分周知されておらず、混乱を招いている」と認める。

田村圭子新潟大教授は「新潟県中越地震でも、自宅が『赤』だったのにその後、半壊以下と認定された住民が、補償費を巡って行政とトラブルになるケースがあった」と指摘。「まずは行政窓口や建築士など専門家に相談してほしい」と話す。

社説：福祉避難所／介護現場の応援が急務だ

神戸新聞 2016年4月29日

熊本地震の被災地では、高齢者や障害者らを支える「福祉避難所」の開設や受け入れが難航している。

最も人口の多い熊本市は、災害時の利用を最大約1700人と想定していたが、実際の利用は100人超にとどまっている。介護や生活支援などに当たるスタッフの人手不足が最大の理由とされている。

特別な配慮を必要とする人たちを守るには、被災地で確保できない福祉のマンパワーを補う、広域的な取り組みが急務だ。

福祉避難所に指定された被災地の高齢者福祉施設などは、入所者の安全確保や介護などに追われている。多くは居室もほぼ満杯の状態だ。

スペースがあっても職員数が不足し、被災者の支援にまでなかなか手が回らない。現状では被災者対応に限界があり、中には受け入れを断るケースもあるという。

熊本市は、災害時に福祉避難所として使用する協定を民間の高齢者施設など176カ所

と結んでいた。しかし、避難所を開設しているのは30カ所余り。次第に増えてはいるが、事前の計画には程遠い。

福祉避難所に入れない高齢者や障害者は、一般の避難所で厳しい状況に置かれている。寝たきりの人、目や耳が不自由な人などは十分な支援を受けられない。厳しい避難生活が長引けば、体調の悪化で命に関わる恐れが指摘されており、早急に改善しなければならない。

福祉避難所は、多く的高齢者や障害者らが被災した阪神・淡路大震災を機に必要性が指摘された。2007年の能登半島地震で初めて設置されたが、兵庫県内ではそれに先だって福祉施設やNPOなどがさまざまな支援の実践を重ねてきた。

県内には、熊本の福祉避難所に紙おむつや介護食などの支援を始めた自治体もある。そうした物資の支援に加えて、これからは介護などの専門職や経験者らが現地に出向く「人の支援」が重要になる。

もともと介護職は他業種より給与水準が低く、熊本でも慢性的な人材不足が続いている。そこに地震被害が重なり、福祉避難所の現場からは「疲労困憊（こんぱい）でいつまで持つか」と悲鳴に近い声が聞かれる。

被災地では福祉避難所で活動するボランティアの募集も始まった。多くの人の力を結集したい。それが現地の介護力を支えることになる。

社説：被災者向け住宅の確保急げ

日本経済新聞 2016年4月29日

熊本県などで発生した地震から2週間余りが過ぎ、避難者はなお3万人を超す。水道などの完全復旧を急ぐと同時に、避難所の生活環境の改善が必要だ。被災者の生活再建にも乗り出したい。

まず、400カ所を超す避難所の衛生を保ち、被災者の不便や不安を減らすことが急務だ。一部の避難所ではノロウイルスによる感染症も発生している。

巡回する医師や看護師らが目配りし、被災者が気楽に相談できる体制を整えたい。車中泊を続ける人にエコノミークラス症候群への注意を促すことも欠かせない。

避難生活の長期化を避けるためには仮設住宅の早期整備が要る。プレハブ住宅の建設が基本になるが、民間などの賃貸住宅を借り上げる「みなし仮設」も積極的に確保すべきだろう。

熊本県は全体で4200戸を整備する方針だ。県外の自治体が公営住宅を提供する動きもある。県内の物件で足りなければ、県外に一時的に移ってもらい、仮設住宅が完成した後に戻ってもらうような柔軟な対応も考えるべきだ。

仮設住宅への入居では高齢者や障害者への配慮が欠かせない。阪神大震災では独り暮らしの高齢者が仮設住宅で孤立し、孤独死に至るケースもあった。できるだけこれまでの集落単位や隣近所の間を保てるような入居を働きかける必要があるだろう。

熊本県によると、被災した住宅は一部破損を含めて3万棟を超す。国土交通省の集計では建物の応急危険度判定で「危険」とされた物件は8400棟に上る。最終的にどれだけの住宅が必要かまだ判然としない。

仮設住宅に入るためには住宅の被害の程度を示す罹災（りさい）証明書が要る。しかし、庁舎が被災した市町村を中心に証明書の発行作業は遅れている。他の自治体職員の応援が必要だ。

避難所生活から脱することは生活再建の第一歩になる。政府と自治体、民間が協力して被災者への住宅提供に全力を挙げたい。

社説：ボランティア 安全に留意して被災地支援を

読売新聞 2016年04月29日

熊本地震の被災地で、ボランティア活動が本格化している。大型連休には、大勢の人が

被災地に足を運び、支援に汗を流すことだろう。

善意の力が、被災者の生活再建につながることを期待したい。

ボランティアの受け入れは、地元の社会福祉協議会が開設した災害ボランティアセンターが窓口となっている。避難者が多い熊本市や益城町など、熊本県内の15市町村に設置された。

センターは、住民の要望を聞いた上で、インターネットを通じて必要な人数や作業内容を発信し、訪れたボランティア希望者を現場に振り分けている。

被災家屋の清掃や家具の移動、避難所の運営支援など、作業内容は様々だ。希望者の体力などに配慮した人員配置が大切である。

特定の市町村にボランティアが集中しないようにするため、県の社会福祉協議会が調整役を派遣するといった工夫も必要だろう。

被災地では、余震が頻発している。大雨による土砂災害の恐れもある。ボランティアの人たちが二次災害に巻き込まれないよう、センターは被災現場の状況を正確に把握しておかねばならない。

熊本市では、壊れた屋根に雨漏り防止用のブルーシートをかけてほしいといった要望が多い。しかし、「応急危険度判定」で問題のあった建物へのボランティアの派遣は見送っている。

安全確保が最優先であることを考えれば、適切な判断である。

参加する側にも細心の注意が求められる。ヘルメットや防じんマスクなどで身を守るだけでなく、万が一に備え、ボランティア保険への加入も欠かせない。

ボランティアの募集対象を地元住民に限っている地域も多い。

全国から受け入れていた益城町では、大型連休中は県内在住者に限っている。宿泊先の確保が厳しいことなどが理由だ。

ボランティア活動に向かう人たちの車で道路が渋滞し、支援物資の輸送が滞るような事態になっては、本末転倒だ。参加希望者は被災地に赴く前に、現地の状況を自らチェックしてもらいたい。

災害ボランティアは、1995年の阪神大震災で注目された。2004年の新潟県中越地震や11年の東日本大震災で定着した。

実績を積んだ約90のボランティア団体が、今回も現地入りしている。団体間で活動情報を共有する新たな取り組みも見られる。

自治体と連携し、きめ細かな支援を続けていきたい。

社説：自治体庁舎損壊 防災拠点として再点検を 西日本新聞 2016年04月29日

市町村庁舎が担うべき重要な役割の一つに、災害時の防災拠点施設としての機能がある。

熊本地震では熊本県内の自治体庁舎が被災し、使えなくなるケースが相次いでいる。

益城町や宇土市、大津町、人吉市、八代市の計5市町の庁舎が損壊し、いずれも支所や公共施設に機能を移すなど十分な対応を取れない状況に追い込まれている。

宇土市と益城町では罹災（りさい）証明書を発行できないなど機能不全に陥っている。復旧は当面見通せず、市民生活に与える影響も大きい。

1982年に建設された3階建ての益城町庁舎は4年前に補強したものの、震度7の強い揺れに2度も襲われて壁などにひびが入り全館立ち入り禁止になった。

職員は2キロ離れた保健福祉センターに移ったが、資料の多くは庁内に残ったままで業務に支障が出ている。被災者が災害に遭った証しとなる罹災証明書の発行に必要な家屋の被害調査に手が回らないという。築51年の5階建て庁舎の4階部分が地震で押しつぶされた宇土市は避難所に臨時窓口を設置して対応している。

熊本県に限ったことではない。市町村庁舎の耐震化は他県でも進んでいないのが現状である。

九州7県では市町村が所有・管理する施設の3分の1で手付かずの状態だという。

抜本対策の建て替えには国の補助金や地方交付税措置がほとんどなく、財政負担が自治体の重荷になっている。市民生活に密接な学校などより先に庁舎の耐震化や建て替えをすれば、市民の反発を招く - という事情もあるようだ。

国も学校などの耐震化を優先しており、自治体任せの対応には限界がある。防災計画の専門家は「国は市町村に対し、庁舎耐震化についても支援を充実させるべきだ」と指摘している。

災害はいつ襲ってくるか分からない。今回の事態を教訓に、市町村は庁舎が使えなくなった場合を想定し、あらかじめ代替施設を確保するなど、防災拠点としての機能を再点検してもらいたい。

社説：多様な義務教育 学校以外にも広げたい 北海道新聞 2016年4月29日

国が認める学校だけが学びの場ではないことを、真剣に考える必要があるのではないかな。

不登校の児童や生徒の就学機会確保に向けた議員立法を目指す超党派の議員連盟が、フリースクールを義務教育の一部に位置づける規定を見送る方針を決めた。

議連内に「時期尚早」などとする慎重論が相次いだためだ。

だが、不登校の子供の数は全国的に高止まりが続く。文部科学省も対策を取ってはいるが、一向に改善の様子は見えない。

ならば、フリースクールを義務教育制度内に取り入れ、学校外での教育を充実させる方が現実的ではないか。子供の学ぶ権利を保障するため、知恵を出し合いたい。

議連は、フリースクールや家庭で学ぶことも義務教育の一環とする方向で、検討を続けてきた。

子供が学校外で学ぶことを選んだ場合、学習内容などをまとめた「個別学習計画」を作り、市町村教委が認めれば義務教育を修了したことにする案が浮上していた。

ところが、「不登校を助長させることになる」などの反対意見が出て合意に至らず、法案は結局、フリースクールなどの重要性を認めつつ、主に不登校対策の拡充を打ち出すにとどまった。

これでは従来とそれほど変わらない。不登校の現状を認識しているのか、疑問すら残る。

国は義務教育の場を学校に限定している。不登校対策も、原則として子供たちを学校に戻す方向で進めてきた。

しかし、その結果が全国12万人、道内4千人以上という不登校児童・生徒の数だ。国の対策の手詰まりは否めない。

海外ではフリースクールや、家庭で教育を行うホームスクーリングなどを正規の義務教育として認定している国もある。

子供にとって学校に通うことが苦痛なら、行政はそれを取り除く必要がある。状況に応じて、さまざまな学びの選択肢を用意することこそ国の役目だろう。

もちろん、フリースクールなどを義務教育制度に取り入れても、個別学習計画の認定を盾に行政が規制を強め、自由な活動を妨げるようなことはしてはならない。

フリースクールまで学校のようにになったら、子供たちの居場所がさらになくなってしまう。

子供たちが学校に通うことが、義務教育の「義務」ではない。国や大人が子供たちの学ぶ権利を保障することこそが「義務」だ。それを忘れてもらっては困る。



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行